

静岡県警察捜査研修所の設置及び運営要綱の制定について

(平成元年 8月30日 甲通達刑総第68号)

本要綱は、静岡県警察組織規則に定める静岡県警察捜査研修所の設置及び運営について必要な事項を定め、事件に強い警察を確立するための優れた捜査官を育成するとともに、警察組織全体の捜査能力の向上を目的とし、必要な事項を定めたものである。